

第84号議案

神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例
の件

神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年11月28日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例
神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程（昭和55年6月条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1神戸国際港都建設事業浜山地区土地区画整理事業の項中「御崎町2丁目の一部」を「御崎町1丁目の一部，御崎町2丁目の一部」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

理 由

神戸国際港都建設事業浜山地区土地区画整理事業の施行地区に含まれる地域を変更するに当たり，施行規程を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

別表第1 (第2条関係)

事業の名称及び工区の名称	施行地区及び工区に含まれる地域の名称	
略	略	略
神戸国際港都建設事業浜山地区土地区画整理事業	神戸市 兵庫区	<u>御崎町2丁目</u> の一部、 <u>浜中町1丁目</u> の一部、 <u>浜中町2丁目</u> の一部、 <u>浜山通5丁目</u> の一部、 <u>浜山通6丁目</u> の一部、 <u>吉田町1丁目</u> の一部、 <u>吉田町2丁目</u> の一部、 <u>吉田町3丁目</u> の一部、 <u>金平町1丁目</u> 、 <u>金平町2丁目</u> の一部及び高松町の一部

		<u>御崎町1丁目</u> の一部、 <u>御崎町2丁目</u> の一部